

一般社団法人 岩の力学連合会 代議員選挙規程

(総則)

- 第1条 この規定は、選挙・選任規則第1条に基づいて代議員選挙について定める。
- 2 選挙の実施に関する内規は、常任理事会において別途定めることができる。

(規定の変更)

- 第2条 この規定の変更には、選挙管理委員会の提案に基づき常任理事会の承認を要する。

(選挙の実施)

- 第3条 代議員選挙の執行者は理事長とし、実施は選挙管理委員会が行う。

(選挙管理委員会)

- 第4条 選挙実施要領告示の2週間以上前までに選挙管理委員会を設置する。
- 2 選挙管理委員長は、委員の互選によって選出するものとする。委員長は選挙管理委員会を代表する。
 - 3 選挙管理委員は、任期中、投票を除いて代議員選挙への立候補及び立候補者の推薦などの選挙活動を行うことができない。
 - 4 選挙管理委員会の決議は、委員長を含む委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって決する。

(選挙権)

- 第5条 代議員選挙における選挙権は正会員1名につき1票とし、組織団体はこれを有しない。

(選挙の告示)

- 第6条 選挙管理委員会は選挙の実施要領を立候補受付開始前に Web サイトまたはニュース誌上等により会員に告示しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は告示に先立ち選挙の実施要領について常任理事会に報告する。

(立候補)

- 第7条 代議員選挙に立候補する正会員は、3年以上の会員歴を有して会費を完納している者で、かつ3名以上の正会員による推薦もしくは組織団体または学協会会員の推薦を添え、所定の様式1（代議員候補届け）を用いて期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 2 組織団体または学協会会員が候補者を団体推薦する場合、被推薦者は3年以上の会員歴を有しかつ会費を完納している者でなければならない。推薦団体、推薦理由ならびに本人承諾の旨を明記する。
 - 3 選挙管理委員会は候補届けの内容を確認し、候補者本人に受理書を発行する。

(選挙の投票)

- 第8条 投票は所定の様式2（投票用紙）を用いて行う。

(当選人の決定)

第9条 投票の効力は選挙管理委員会が決定する。

2 信任投票においては、不信任が有権者の半数未満のものを当選人とする。

(当選の無効)

第10条 当選人が定款第12条によって定款第11条第1項に定める被選挙者の資格を欠くに至った場合には、当選は無効とする。

(欠員)

第11条 代議員が任期中に欠員となり定款に定める定数未満となった場合には、すみやかに補欠選挙を行って欠員を補充する。

2 補欠選挙はこの規定に基づいて実施する。

(記録の保存)

第12条 選挙管理委員会は投票の記録を作成し、全投票とともに当該選挙にかかる代議員の任期中は少なくとも保存しなければならない。

(附則)

第13条 この規定は2011年3月8日より施行する。

(2011年3月8日 常任理事会承認)

(2021年9月24日 理事会変更)